

前橋市特別職報酬等審議会の開催結果

市長の給料を減額する諮問に対し、前橋市特別職報酬等審議会から次のとおり答申がありました。

1 答 申

市長の給料月額について、令和4年10月31日付けで退職した本市元副市長の一連の逮捕・起訴に係る管理監督責任として、次のとおり減額することは適当である。

1 市長の給料月額

| | 現 行 | 減額後の給料 | 減額率 |
|----|-------------|-----------|-----|
| 市長 | 1,125,000 円 | 787,500 円 | 30% |

期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額しないものとする。

2 減額する期間

3か月間（令和5年4月1日から同年6月30日まで）

3 その他

3月議会で条例議案提出予定です。

本件に関するお問い合わせ先

職員課 給与厚生係

電 話 直通 / 027-898-6504